

那覇市土木工事における週休2日交替制モデル工事の実施要領（試行）

1. 目的

公共工事は、公共性のある施設や工作物に関する建設工事や施設、工作物の維持管理工事等、多岐にわたる。

道路、河川等の公共性のある施設の維持管理は緊急性が高く、休日作業が必要な場合もある。また、社会的要請や現場条件の制約等を受ける工事は、現場閉所を行うことが困難な場合もある。

今般、建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備として、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととするものである。

2. 対象工事

本市（上下水道局除く）が発注する土木工事標準積算基準を適用した土木工事で、「那覇市土木工事における週休2日試行工事の実施要領」に基づく週休2日試行工事の実施が困難となる工事のうち、以下に該当する工事については週休2日交替制適用工事として発注することを原則とする。

- ・道路・河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）

なお、月単位の週休2日工事とは発注者指定方式又は受注者希望方式に係わず、通期の週休2日交替制が前提となる。

3. 発注方式

（1）発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日交替制に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日交替制は必須）

（2）受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日交替制に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日交替制は必須）

4. 用語の定義

（1）週休2日交替制

月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

(3) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

5. 積算方法

(1) 補正係数

週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【月単位の週休2日交替制適用工事（4週8休以上）】

- ・労務費 1.04
- ・現場管理費率 1.03

【通期の週休2日交替制適用工事（4週8休以上）】

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.01

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

特記仕様書、入札説明書等において、月単位の週休2日交替制に取り組む旨を明記したうえで、月単位の週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「那覇市土木工事における週休2日試行工事の実施要領」別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日交替制の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たない

ものについては、通期の週休２日交替制の補正係数も除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休２日又は通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休２日交替制又は通期の週休２日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

特記仕様書、入札説明書等において、月単位の週休２日交替制に取り組む旨を明記したうえで、月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上にあたっては、「那覇市土木工事における週休２日試行工事の実施要領」別紙１、２に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休２日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休２日交替制の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休２日交替制の補正係数に変更するものとする。通期の４週８休に満たないものについては、通期の週休２日交替制の補正係数も除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休２日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休２日に関する点数を減ずる措置は行わない。

6. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

書類の作成負担等にも考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

発注者による休日率の確認は月１回程度を目安とし、週休２日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

7. 対象工事である旨等の明示

- ① 週休２日交替制適用工事の対象とし、技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。

- ② 工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交代制による週休２日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ③ やむを得ず交代制による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

7. 対象工事である旨等の明示

- ① 週休２日交替制適用工事の対象とし、技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。
- ② 工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休２日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ③ やむを得ず交替制による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

8. 工事成績評定

(1) 他の模範となるような月単位の週休２日交替制を達成した場合

評価方法：下記項目にて評価する。また、(2)の各項目においても評価する。

①現場監督員

- 5. 創意工夫

- I. 創意工夫

- 【働き方改革】 - ☒他の模範となるような月単位の週休２日交替制を達成。

(2) 月単位の週休２日交替制を達成した場合

評価方法：下記項目にて評価する。

①現場監督員

- 2. 施工状況

- II. 工程管理 - ☒休日の確保を行っている。（月単位の週休２日交替制を達成した。）

②主任監督員

- 2. 施工状況

- II. 工程管理 - ☒工程管理に係る積極的な取組が見られた。（月単位の週休２日交替制を達成し、かつ工期内に工事を完成させた。）

9. 入札公告記載例

1 入札に付する事項 - (13) その他

本工事は、月単位の週休2日交替制に取り組むことを推進するための対象工事である。
詳細は、特記仕様書参照のこと。

10. 特記仕様書記載例

第〇条 発注者指定方式

本工事は、月単位の週休2日交替制に取り組む工事の対象である。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

受注者は、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を発注者へ提示し、休日率の状況を確認するものとする。週休2日交替制の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。

「週休2日補正係数」については、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「那覇市土木工事における週休2日試行工事の実施要領」別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。

月単位の週休2日交替制補正係数

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の場合

①労務費1.04、②現場管理費率1.03

通期の週休2日補正係数

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の場合

①労務費1.02、④現場管理費率1.01

工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。

週休2日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

第〇条 受注者希望方式

本工事は、月単位の週休2日交替制に取り組む工事の対象である。受注者は工事着手前に発注者に対して週休2日交替制に取り組む旨を協議するものとする。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

受注者は、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を発注者へ提示し、休日率の状況を確認するものとする。週休2日交替制の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。

「週休２日補正係数」については、月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たないものは、通期の週休２日の補正係数に変更するものとする。通期の４週８休に満たないものについては、通期の週休２日の補正係数も除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上にあたっては、「那覇市土木工事における週休２日試行工事の実施要領」別紙１、２に示す補正係数を各経費に乗じる。

月単位の週休２日補正係数

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合が、２８．５％（８日／２８日）以上の場合

①労務費１．０４、②現場管理費率１．０３

通期の週休２日補正係数

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が、２８．５％（８日／２８日）以上の場合

①労務費１．０２、④現場管理費率１．０１

工事現場の公衆の見やすい場所に週休２日の取得状況を掲示するものとする。

週休２日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

11. 留意事項

週休２日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、沖縄県土木建築部参考送付の「土木工事における適正な工期設定指針について」（令和６年６月２４日付け土技第３８４号）に基づき、適正に工期設定を行うこととする。

附則

- １．本要領は令和７年４月１日以降予算の執行伺いを決裁する工事から適用する。
- ２．令和７年３月３１日までに予算の執行伺いを決裁する工事については、沖縄県土木建築部の「土木工事における週休２日交替制モデル工事の実施要領（試行）の改定について（通知）」（令和６年６月２４日付土技第３８７号）を準用する。